

# 「基本方針」が 契約実務に与える影響

いよいよ本格化してきた民法（債権法）改正論議。

中でも、今後の方向性に大きな影響を与える民法（債権法）改正検討委員会による

「債権法改正の基本方針」を基に、契約実務における改正ポイントと留意すべき点について解説する。

弁護士 米山健也

## 債権法改正の基本方針について

民法（債権法）改正検討委員会（以下「検討委員会」という）は、昨年三月末、「債権法改正の基本方針（改正試案）」（「NBL」九〇四号。以下「基本方針」という）を取りまとめた。

検討委員会は「学者の自発的な研究会」である。しかし、同委員会には、法務省

官房審議官、同民事局参与および同参与が委員・幹事として名を連ねていることや、同委員会の委員長である鎌田薫早稲田大学教授が法制審議会民法（債権法関係）部会の部会長に就任したことなどからすると、基本方針が、今後の民法（債権法）改正に与える影響は少なくない。

同部会開催前には、一部の実務家を中心として、基本方針が、そのまま法制審議会での議論の叩き台になるのではないかと、の危険感のようなものさえあったが、同部会の議事録を見ると、そのような危惧は杞憂に終わったようである。

基本方針は、法制審議会民法（債権関係）部会第一回会議（平成二十一年一月二四日開催）において、民法改正研究会「日本民法典財産法改正国民・法曹・学

よねやま・けんや 東京法律会計事務所所属。東京大学法学部卒業。平成8年弁護士登録。日本弁護士連合会司法制度調査会委員および東京弁護士会法制委員会副委員長。著書に「こんなときどうする—会社の法務—企業活動トラブル対策Q&A」（共著・第一法規）、「民法改正を知っていますか？ ～全容・諸論点早わかりQ&A～」(序文を執筆・民法研究会)など。

会有志案（仮案）」（法律時報増刊 民法改正国民・法曹・学会有志案」所収）および時効研究会「時効研究会による改正提案」（「別冊NBL 一二二号 消滅時効法の現状と改正提言）」、とともに参考資料として配付されている。

本稿は、基本方針に対する批判は読者に委ね、基本方針をいわば所与の前提として、仮に、基本方針どおりの民法（債権法）改正がなされた場合、それが、契約実務にどのような影響を与えるかという観点から、基本方針の概要を述べるものである。

### 交渉当事者の義務(1)

（交渉を不当に破棄した者の損害賠償責任）

#### 1 基本方針の概要

基本方針は「当事者は、契約の交渉を破棄したということのみを理由としては、責任を問われない」としつつも、「当事者は、信義誠実の原則に反して、契約締結の見込みがないにもかかわらず交渉を継続し、または契約の締結を拒絶したときは、相手方が契約の成立を信頼したことによって被った損害を賠償する責任を負う」と規定する（3・1・1・19）。以下、基本方針の引用は、前掲「NBL」。

当事者は契約締結に向けた交渉後は、信義誠実の原則に従い、誠実交渉義務を負う。

ものの、いわゆる契約締結上の過失として、信義則に基づき認められていた。しかし、M&Aなどの場面においては、このような義務についての明文の規定がないがゆえに、LOI (Letter Of Intent 注1)において、いわゆる誠実交渉義務に関する規定が置かれてきた。

#### 2 契約実務への影響

基本方針のように、交渉当事者の義務が明文化された場合、契約締結に向けた交渉に入った後は、当事者は、あくまでも、信義誠実の原則に従ってではあるが、誠実交渉義務を負うことになる。

このような考え方の下では、いったん契約締結交渉に入った後に、交渉を破棄した場合、義務違反に基づく損害賠償請求を受ける場面がより多くなるだろう。そして、その損害賠償請求が認められるかは、結局において「信義誠実の原則」という、必ずしも明確とは言えない基準

### 交渉当事者の義務(2)

（交渉当事者の情報提供義務・説明義務）

#### 1 基本方針の概要

基本方針は「当事者は、契約の交渉に際して、当該契約に関する事項であって、

（注1）契約締結交渉時、その段階まで合意を得た事項をまとめた書面のこと。



きたま・ゆみ 大阪大学法学部卒業後、新聞社勤務を経て、1999年、京都大学大学院法学研究科後期博士課程修了。講師、准教授の後、2008年4月より現職。同年9月より1年間、UCパークレー・ロースクール客員研究員を勤める。日本私法学会会員、日本笑い学会理事。近著に『楽しく使う会社法』(自由国民社)、『VIRTUAL会社法・第3版』(悠々社)。

### ユミ先生の「オフィスアワー」日記 Special

十二が変わる?  
ドコが変わる?

# 債権法改正を徹底演習

木俣由美 京都産業大学法学部教授



Illustration・yohoko

## 法制審議会 民法(債権関係)部会資料 配布資料2 民法(債権関係)の改正検討事項の一例(×モ)

- |                             |                                    |
|-----------------------------|------------------------------------|
| 01 意思無能力の意義と効果              | 16 債権譲渡の対抗要件(民法第467条)              |
| 02 任意規定と異なる慣習がある場合(民法第92条)  | 17 債務引受                            |
| 03 錯誤の効果(民法第95条)            | 18 弁済の充当(民法第488条から第491条まで)         |
| 04 意思表示に関する規定の拡充            | 19 一部弁済による代位(民法第502条第1項)           |
| 05 代理権の濫用                   | 20 相殺の要件(民法第505条第1項)               |
| 06 短期消滅時効の廃止と消滅時効制度の一般的な見直し | 21 相殺と差押え(民法第511条)                 |
| 07 法定利率(民法第404条)            | 22 契約の申込みと承諾(民法第521条から第528条まで)     |
| 08 履行の請求の限界                 | 23 約款                              |
| 09 追完請求権                    | 24 債務不履行による解除の要件(民法第541条から第543条まで) |
| 10 債務不履行による損害賠償の要件(民法第415条) | 25 瑕疵担保責任と債務不履行責任との関係(民法第570条)     |
| 11 債権者代位権の制度の在り方            | 26 消費貸借契約と諾成契約(民法第587条)            |
| 12 詐害行為取消権の行使要件(否認権との整合性)   | 27 貸借物が滅失した場合における貸借の終了             |
| 13 連帯債務者の一人について生じた事由の効力     | 28 貸借借終了時の原状回復                     |
| 14 保証人保護の拡充                 | 29 各種サービスの提供契約                     |
| 15 債権の譲渡禁止特約(民法第466条第2項)    | 30 組合契約における意思表示の効力等                |
|                             | 31 各種の契約について                       |

ユミ ときも評判が悪かったと弁護士の叔父が言ってますが、今回の債権法もそうなるのでは?  
ユミ そうね。組織や制度をヘタにいじるとへい害が生じることもあるわね。外国には「壊れていな

ユミ いのなら修繕するな」という言葉もあるくらいよ。  
ミヤコ でも、民法は制定後一〇〇年以上も経っていますよ。もう古すぎるんじゃないの?  
ユミ 法制審議会では、改正の必

二〇一〇年七月×日。晴れ。  
回転寿司チェーンでアルバイトばかりしている寿夫君、通称スシ夫君から久しぶりに連絡があり、ゼミ生のミヤコちゃん、はじめ君とともに寿司店を訪れることになりました。ミヤコちゃんは司法書士、はじめ君はロースクール進学を目指しているの、二人の関心はもっぱら法律改正と国家試験のことですが、ゼミに顔を見せないスシ夫君のことが、本当はいつも気になっていたので。



ミヤコ スシ夫君、ゼミにちっとも顔を出さないから、皆が心配しているわよ。この時期、就職活動の方はどうなの?  
スシ夫 誰かと思ったら、ミヤコちゃんにはじめ君! 僕は日ごろの働き振りが上司に認められてこのチェーン会社に就職が決まったよ。

ユミ あら、良かったわね。寿司屋だけに就活の「アガリ」も早いじゃない!  
スシ夫 ハハハ、先生の下手なダジャレは相変わらずですねえ。  
はじめ 「世界の取引ルールとの整合性も考えたグローバルな基準にすること」も、理由の一つに挙げられていますね。  
ミヤコ でも民法は日本国内で使われるものでしょう。グローバル・スタンダードが本当に必要なのかしら?  
はじめ そういう疑問を出す実務家も多いけれど、立法担当者としては、世界の人に説明できる明快な法律を理想に掲げているようだよ。今回の改正は、この先五〇年後、一〇〇年後のためのメンテナン斯拉しいね。  
ミヤコ 五〇年先よりも今の受験生のことを考えてほしいわ。民法の一番のユーザーは私たちよ!  
ユミ 実務家も同じことを言うてるよ。学者のカレイな一時のヒラメキだけで変えるのならゲツソリ、ってことね。スシ夫君、カレイにヒラメにゲツ、頼むわよ。

ユミ 下手なダジャレで済まなかったわね。謹んで「アワビ」申しあげるわ。  
スシ夫 ヒドい寿司ネタギャグだな…。それで、ゼミの様子はどうか?  
はじめ 最近は、会社法改正や民法改正の話題で皆の発表はどれも波乱含みだよ。  
ミヤコ 民法の債権関係などは、近々大改正されるそうよ。  
はじめ いや、改正前の議論で少なくとも、あと一〜二年は、かかるんじゃないかなあ。  
ミヤコ えっ? 「債権法は改正を待って勉強すべきよ」なんて言う受験生仲間がいるけど、私はそんなに長い間、何もしないわけにいかないわ!  
ユミ 勉強をいつ始めるかなんて、そんなのイクラでもイワシでいけば? おっとスシ夫君、まずはイクラとイワシが食べたいわね。



五〇年、一〇〇年経っても、世界に通用する法律を目指す

はじめ …ところで先生、そもそも債権法を大幅に改正する必要などあるのですか? 会社法制定の



消滅時効については総合的な見直しも

スシ夫 それで、債権法のどこを改正すべきだと言われているのですか?  
ユミ ここにある表が、議論の参考として並べられた事項よ(黒板参照)。これによると、債権のところだけでなく、民法の債権関係を抜本的に見直す関係で、総則の規定もいくつか改正されることが目論まれているの。  
ミヤコ 第一に「意思能力のない状態で行われた法律行為は無効」と明記すること、第二に任意規定と異なる慣習がある場合の優先関係をめぐって、従来整合しなかった法律(民法92条、法適用通則法3条(旧法令2条))を改正し「改正は法律と同一の効力を有する」とすることが案として出されていますね。受験生にとってもスッキリする、ありがたい案だよ。  
はじめ 意思表示規定を改正することも考えられているよ。まず、錯誤による無効(民法95条)は、判例によると表意者側しか主張で



## はじめに

企業の事故がなかなかなくなりません。二〇〇〇年の「雪印集団食中毒事件」、二〇〇一年の「味の素インドネシア追放事件」、二〇〇二年の「雪印食品国産牛肉偽装事件」「ダスキン禁止添加物入り肉まん販売事件」、二〇〇三年の「三菱ふそうタイヤ脱落リコール事件」、二〇〇四年の「三菱地所土壌汚染隠ぺい事件」、二〇〇五年の「東京証券取引所システム障害」、二〇〇六年の「ライブドア事件」、二〇〇七年の「産総研『ブルセラ菌』保管・培養事件」など、事故など起こしそえないと思われていた大企業で、重大な事故・違法行為が発覚しています。

もちろん、これらはごく一部であり、毎年さまざまな企業・団体において、さまざまな事故・違法行為が発覚しているのが実情です。そして、二〇〇九年から二〇一〇年四月にかけて、トヨタ自動車において大規模なリコール問題が国内外で発生し、約一五億円の民事制裁金を支払う事態にまで至りました。

コンプライアンスを実現するため、社内規則を作り、従業員教育違法であるとして、約一五億円の民事制裁金を科しました。欠陥隠しについて、トヨタは否定していますが、最終的には紛争回避のためその支払いに同意しています。なお、前年一月には、レクサス等の暴走を理由に、大規模な自主改修が発表されました。

また、これとは別に、プリウスが急に加速してしまうという問題も議論されました。トヨタは自動車の欠陥を一貫して否定し、米高速道路交通安全局（NHTSA）も警察も、調査の結果、急加速の原因は欠陥ではなく運転者の操作ミスであると結論づけましたが、米航空宇宙局（NASA）と全米科学アカデミー（NAS）も調査に乗り出すなど、依然として最終的な結論は出ていない状況です。

その他、ユーザーからは、自動車の価値が落ちたとして集団訴訟が提起され、カリフォルニア州の検事局からは「欠陥を知りながら販売を続け、州民を危険にさらした」として制裁金を請求する訴訟が提起される（刑事事件ではなく民事事件であり、トヨタの処罰を求めるものではないようです）など、訴訟問題も発生しています。



被害を最小限に防ぐ  
コンプライアンス



TOYOTAの  
リコール問題  
から考える

# 危機対応

弁護士 酒井広志



や監査も行い、運用の定期的な見直しもしているはずなのに、このような事故や違法行為はなぜ起こるのか。また、たとえ事故が起きてしまったとしても、被害を最小限に防ぐにはどうすれば良いか。二〇〇九年以前の事件については、すでに多数の検討が行われていまして、今回は、トヨタ自動車の事件をベースに、検討したいと思います。

## トヨタ・リコール問題の概要

トヨタのリコール問題は、現時点（二〇一〇年五月現在）では裁判所の事実認定が出されていないため「法廷で確認された事実」がないのですが、各種報道を見ると、概要は以下のとおりです。まず、二〇一〇年一月、トヨタが米国において、一部の車種のアクセルペダルが戻りにくくなるとして大規模リコールを行うと発表しました。

このリコールに対し、米国運輸省は、トヨタはアクセルペダルの問題（欠陥）を二〇〇九年九月には認識していたのに、その時点で欠陥を当局に報告しなかったのは、場合の報告書・メモの作成については、すでに実現している企業も多いでしょう。

しかし、チェック形式などフォーマットをきちんと作成した報告書であればともかく、文章で書かれた報告書は、ちょっとした表記の揺れがあるだけでも検索が難しくなるため、結果として情報共有が不十分になってしまいうことも多々あります。特に、企業の規模が大きくなればなるほど、共有される情報・文書は膨大になり、担当者以外の者が目的の文書を探するのは非常に難しくなります。情報は、後から検索できて初めて「共有」することになります。

今回のリコール問題でも、安全性を指摘する社内メモが二〇〇六年に作成されていたとされていますが、十分に共有されておらず、後から発見されて問題となりました。

トヨタでは今回の問題を踏まえ、年間一〇万件以上の情報から、安全性向上に役立つ情報を効率的に抽出するITシステムを構築することです。このようなITシステムの導入も検討に値するでしょうし、検索性を高めるため報告



## トヨタの対応の問題点

これらの問題を現時点から振り返ってみると、問題点は、

- ① 情報の共有が的確になされておらず、トップが正確な情報を把握できなかったこと
- ② そのため、迅速・正確な情報の開示が遅れたこと
- ③ トップの謝罪や対応が遅かったこと

が挙げられます。以下、これらの問題点について、なぜこれが問題となったのか、および、これを改善するために考えられる方法について検討します。

## （1）的確な情報共有のために

特に事故、苦情、従業員のミスといった「マイナスインス情報の共有」は、コンプライアンスの第一歩で

さかい・ひろし 京都大学法学部卒。2004年に弁護士登録、同年に牧野総合法律事務所入所。主にIT関連事業立上げを支援。電子署名法や個人情報保護法関連を得意とする。著書に「リスクマネジメント 個人情報保護と危機対応」（第一法規）など。

す。これらが正確に把握・共有されないことは、会社のリスク分析さえできていないことに、ほかなりません。そのため、多くの企業では、事故情報等の共有に努めていることと思います。

しかし、事故・苦情情報をきちんと把握・共有することは、予想以上に難しいものです。

トヨタも、縦割り・分業化のため苦情が出て責任の所在がわかりにくく、苦情を的確に処理できないという問題を認めているようです。このような構造的な問題は、企業の規模が大きいほど、顕在化するでしょう。

苦情は多くの場合、口頭で受けるものなので、担当者がメモや報告書を作成し、これを開示しなければ、社内でも共有することは不可能です。そのため、苦情を受けた